

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第12号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>（支給月額）</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。</p> <p><u>2 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）別表第1の備考、別表第2の備考、別表第5の備考及び別表第7の備考の規定に基づき人事委員会の承認を得ている職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。</u></p>				<p>（支給月額）</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。</p>			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会	1種	知事の 事務部 局	本庁	部長（農業大学 校の部長を除 く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会	1種

が承認したものに
限る。))
行政監察監(人事
委員会が承認
したものに限
る。))
衛生環境研究所
の所長(人事委
員会が承認した
ものに限る。))
理事監

2種

防災監
次長(行財政改
革局自治研修
所、衛生環境研
究所、消費生活
センター、農業
大学校及び農林
総合研究所園芸
試験場の次長を
除く。)

局長
総室長(子育て
支援総室の総室
長を除く。))
県民室の室長
(人事委員会が
承認したものに
限る。))
行財政改革局自
治研修所の所長
(人事委員会が
承認したものに
限る。)

衛生環境研究所
の所長(人事委
員会が承認した
ものに限る。))
消費生活センタ
ーの所長(人事
委員会が承認し
たものに限

が承認したものに
限る。))
行政監察監(人事
委員会が承認
したものに限
る。))
衛生環境研究所
の所長(人事委
員会が承認した
ものに限る。))
理事監

2種

防災監
次長(衛生環境
研究所、消費生
活センター、産
業振興戦略総室
及び農業大学校
の次長を除く。)

副出納長
局長

県民室の室長
(人事委員会が
承認したものに
限る。))
自治研修所の所
長(人事委員会
が承認したもの
に限る。)

文化観光局の副
局長

衛生環境研究所
の所長(人事委
員会が承認した
ものに限る。))
消費生活センタ
ーの所長(人事
委員会が承認し
たものに限

		<p>る。)</p> <p>農業大学の校長(人事委員会 が承認したものに 限る。)</p> <p><u>農林総合研究所 の所長</u></p> <p><u>農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</u></p> <p><u>農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</u></p> <p><u>農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</u></p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監</p> <p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長 <u>防災局防災チー ムのチーム長</u> <u>防災局危機管理 チームのチーム 長</u> <u>防災局消防チー ムのチーム長</u></p>	3種			<p>る。)</p> <p><u>市場開拓局の局 長</u></p> <p>農業大学の校長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p><u>農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認 したものに限 る。)</u></p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監</p> <p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長</p>	3種
--	--	--	----	--	--	--	----

政策法務室の室長
県民室の室長
行財政改革局人事・評価室の室長
行財政改革局給与室の室長
行財政改革局業務効率化室の室長
行財政改革局財源確保室の室長
行財政改革局自治研修所の所長及び次長
行財政改革局福利厚生室の室長
次世代改革室の室長

文化観光局の副局長
子育て支援総室の総室長
衛生環境研究所の所長及び次長
消費生活センターの所長

経済・雇用政策総室企画調査チームのチーム長
市場開拓室の室長
食のみやこ推進室の室長
農業大学の校

消防防災航空室の室長
公益法人・団体指導室の室長
政策法務室の室長
県民室の室長

自治研修所の所長及び次長

福利厚生室の室長
次世代改革室の室長
地域資源振興室の室長

衛生環境研究所の所長及び次長
消費生活センターの所長
産業振興戦略総室の室長及び次長

市場開拓室の室長
地産地消推進室の室長
農業大学の校

		<p>長、次長及び部長</p> <p><u>農林総合研究所 企画総務部の部長</u></p> <p><u>農林総合研究所 農業試験場の場長</u></p> <p><u>農林総合研究所 園芸試験場の場長及び次長</u></p> <p><u>農林総合研究所 畜産試験場の場長</u></p> <p><u>農林総合研究所 中小家畜試験場の場長</u></p> <p><u>農林総合研究所 林業試験場の場長</u></p> <p><u>公益法人・団体 指導室の室長</u></p> <p><u>会計管理室の室長</u></p> <p><u>出納室の室長</u></p> <p><u>建設事業評価室の室長</u></p> <p><u>総括検査専門員</u></p>			<p>長、次長及び部長</p> <p><u>農林総合技術 研究院の院長</u></p> <p><u>和牛全共室の室長</u></p> <p><u>会計管理室の室長</u></p> <p><u>出納室の室長</u></p> <p><u>建設事業評価室の室長</u></p> <p><u>総括検査専門員</u></p>	
		<p>室長（管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）</p> <p><u>チーム長（管理職手当に係る区分が3種の職を</u></p>	4種		<p>室長（管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに情報システム管理室、<u>県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。</u>）</p>	4種

		占める職員及び 子育て支援総室 母子・児童養護 チームのチーム 長を除き、子育 て支援総室保育 ・幼児教育チー ムのチーム長に あつては、人事 委員会が承認し たものに限 る。)					
		民工芸振興官					
		略					
地方 機関	総合事務所	略		地方 機関	総合事務所	略	
		局長（東部総合 事務所福祉保健 局、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除く。） 副局長 課長	3種			民工芸振興官 産業振興戦略総 室産業立地政策 チームのチーム 長 産業振興戦略総 室企業誘致推進 チームのチーム 長 産業振興戦略総 室新事業開拓チ ームのチーム長 産業振興戦略総 室雇用・人材確 保チームのチー ム長（人事委員 会が承認したも のに限る。)	3種

	農業改良普及所の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 山陰道推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備室の室長 医療指導監	
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。）	4種
	税務専門員 用地専門員	5種
消防防災航空センター	所長	3種
略		
東京本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	本部長	2種
	副本部長	3種
関西本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	本部長	2種
	企業立地・産業チームのチーム長	4種
名古屋本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	本部長	3種

	のに限る。） 農業改良普及所の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 山陰道推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備室の室長	
	地域整備室の室長	4種
	税務専門員 用地専門員	5種
略		
東京事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	所長	2種
	副所長	3種
大阪事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	所長	2種
	次長	3種
名古屋事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	所長	3種

略		
福祉相談センター	略	3種
	所長 次長	
略		
皆成学園	略	4種
	所長（人事委員会が承認したものに限る。） 次長（人事委員会が承認したものに限る。）	
略		
倉吉総合専門看護学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
略		
高等技術専門校	校長	3種
略		
鳥取二十世紀梨記念館	館長	3種
略		
米子工事検	略	

略		
福祉相談センター	略	3種
	所長 次長	
母来寮	寮長	3種
岩井長者寮	寮長	3種
略		
皆成学園	略	4種
	所長	
略		
倉吉総合専門看護学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。） 事務局長	3種
略		
高等技術専門校	校長	3種
農業試験場	場長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	場長 次長	3種
園芸試験場	場長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	場長 次長	3種
畜産試験場	場長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	場長 次長	3種
中小家畜試験場	場長	3種
林業試験場	場長 次長	3種
鳥取二十世紀梨記念館	館長	4種
略		
工事検査出	略	

		査事務所		
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			課長 福利室の室長	3種
			室長（福利室及び育英奨学室の室長を除き、歴史遺産室の室長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。）	4種
		略		
略				
教育機関	略	高等学校	略	
			舎監長である教諭	8種
			略	
略				
労働委員会事務局		略		
		次長	3種	
略				

		張所		
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			課長 福利室の室長 特別支援教育室の室長	3種
			室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び育英奨学室の室長を除き、歴史遺産室の室長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。）	4種
		略		
略				
教育機関	略	高等学校	略	
			舎監長である教頭	8種
			略	
略				
労働委員会事務局		略		
		事務局次長	3種	
略				

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。